

# 国立大学法人東京外国語大学外国人 研究員に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕  
規 則 第 67 号

改正 平成17年11月22日規則第87号 平成18年 3月28日規則第20号  
平成19年 2月27日規則第 6号 平成21年12月 1日規則第145号  
平成22年12月 1日規則第64号 平成24年 3月27日規則第42号  
平成27年 3月27日規則第82号 平成28年 3月25日規則第15号  
平成29年 2月 2日規則第 8号 平成30年 3月27日規則第 9号  
平成31年 1月25日規則第 9号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「就業規則」という。）第4条第3項に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に勤務する外国人研究員に関する雇用契約の期間、給与等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(外国人研究員の定義)

第2条 外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため共同研究等に参画させることを目的に本学が招へいし、研究員として雇用する者をいう。

(候補者の決定)

第3条 外国人研究員の候補者の決定は、部局長の推薦に基づき学長が決定する。

2 選考にあたっては、教員の例に準じて候補者の教育研究業績等その資格について十分留意するものとする。

(招へい手続き等)

第4条 招へい状は、学長名で発するものとし、所属機関、研究課題、勤務時間、招へい期間、給与額、赴任及び帰国旅費等招へいの条件を詳示するものとする。この場合において、招へい期間は、会計年度にとらわれず、実際の計画どおり明示するものとする。

(契約の締結)

第5条 勤務の契約は、学長と外国人研究員の間で取り交わすものとする。

2 前項の契約は、日本語及び英語の契約書で締結する。ただし、当該外国人が日本語で契約を十分理解できる場合は、日本語の契約書のみとすることができる。

(雇用契約の期間)

第6条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度の中途で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(給与)

第7条 外国人研究員には次の各号に掲げる給与を支給する。

(1) 基本給

(2) 通勤手当

2 外国人研究員の基本給は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者に、乙種はその他の者に適用する。

- 3 基本給の月額 は別表第1のとおりとする。
- 4 乙種適用者の号は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数を別表第2（経験年数換算表）により換算して得られた年数により決定する。
- 5 通勤手当の額は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成16年規則第54号。以下「給与規程」という。）第17条を準用して得られた額とする。
- 6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については給与規程の規定を準用する。

（服務、勤務時間、休日及び休暇）

第8条 外国人研究員の服務、勤務時間、休日及び休暇については、本学教員に関する規定を準用する。

（赴任及び帰国旅費）

第9条 外国人研究員が赴任又は帰国するときは、当該外国人研究員に対し、次の各号に掲げる旅費を支給する。ただし、帰国旅費は原則として、雇用契約期間の満了の日後速やかに帰国する場合に支給するものとする。

(1) 甲種適用者及び乙種4号を受ける者

旅行区間において最も経済的な通常の間路及び方法により必要とする給与規程第4条第2項に規定する事務・技術職基本給表（以下「事務・技術職基本給表」という。）の11級に相当する職務の級による鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費

(2) 乙種2号又は3号を受ける者

旅行区間において最も経済的な通常の間路及び方法により必要とする事務・技術職基本給表の9級に相当する職務の級による鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費

(3) 乙種1号を受ける者

旅行区間において最も経済的な通常の間路及び方法により必要とする事務・技術職基本給表の6級に相当する職務の級による鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費

（称号授与）

第10条 学長は、外国人研究員が本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる場合には、客員教授又は客員准教授の称号を授与する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際に、本学で平成16年3月31日まで外国人研究員として学長と勤務の契約を締結していた者については、引き続き「外国人研究員制度について」（昭和50年12月15日文学機第340号文部事務次官通知）その他の関係規程を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き外国人研究員基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員の基本給月額については、従前の号に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員の基本給月額については、従前の号に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員の基本給月額については、従前の号に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員の基本給月額については、従前の号に定める額とする。

別表第1 外国人研究員基本給表

区 分		基 本 給 月 額			
甲 種		824,400円			
区 分		基本給月額及び号			
乙   種	大卒後の 経験年数	0年以上～ 14年未満	14年以上～ 21年未満	21年以上～ 28年未満	28年以上～
	短期大学卒後 の経験年数	0年以上～ 17年未満	17年以上～ 24年未満	24年以上～ 31年未満	31年以上～
	号	1	2	3	4
	基本給月額	483,100円	524,400円	560,500円	600,200円

(注) 上記以外の学歴を有する者については、初任給、昇格、昇級等の基準及び基準運用に関する細則別表第5修学年数調整表によりいずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2 経験年数換算表

経 歴		換 算 率
外国政府等公的機関 又は教育・研究機関 の職員としての在職 期間	教育、研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学歴又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る）		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の 期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100